

財団法人日本関税協会理事長代表理事 殿

財務省国際局長 中尾 武彦



「支払又は支払の受領に関する報告書」の適切な作成について

平素より、財務行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）では、居住者が本邦から外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払若しくは支払の受領をしたときは、当該居住者は、「支払又は支払の受領に関する報告書」を提出する必要があります。

この「支払又は支払の受領に関する報告書」について、最近、下記のとおり、誤記載の事例が認められておりますので、当該報告書の適切な作成について、貴傘下企業に周知方よろしく申し上げます。

また、当該報告書の具体的な作成要領については、日本銀行のホームページ（http://www.boj.or.jp/type/form/tame/t_redown.htm#04）に掲載しておりますので、併せて貴傘下企業にご案内方よろしく申し上げます。

記

1. 「支払又は支払の受領に関する報告書」中「取引の相手方の所在国又は地域」欄の誤記載

本欄は、本来、取引の相手方が実際に所在する国又は地域を記載すべきところ、取引の相手方が銀行預金口座を開設している国又は地域を記載している誤りが認められる。

例えば、A国に所在するX社に対する貸付資金をX社がB国に所在する銀行に開設する預金口座に対して支払った場合、本欄は、本来、「A国」と記載すべきところ、「B国」と誤記載。

2. 「支払又は支払の受領に関する報告書」中「国際収支項目番号」欄の誤記載

本欄は、本来、対外直接投資に係る株式の取得代金を支払った場合には、「812（本邦親会社による外国子会社株式等の取得又は処分代金）」と記載すべきところ、誤った国際収支項目番号を記載している事例が認められる。

例えば、居住者Y社が外国法人Z社の株式を20%取得するため、その取得代金を当該Z社に支払った場合、本欄は、本来、「812」と記載すべきところ、「843（非居住者発行株式等の取得又は処分代金）」と誤記載。

(注) 対外直接投資に係る株式の取得とは、当該株式の取得の結果、居住者による外国法人に対する出資比率が10%以上となる場合又は居住者、当該居住者の全額出資子会社及び当該居住者の共同投資者による外国法人に対する出資比率の合計が10%以上となる場合の株式の取得をいう。

以上